労災保険

介護 (補償) 等給付 の請求手続



(*) 厚生労働省·都道府県労働局·労働基準監督署

障害(補償)等年金または傷病(補償)等年金の受給者のうち、障害等級·傷病等級が第1級の方(すべて)と第2級の「精神神経・胸腹部臓器の障害」を有している方が、現に介護を受けている場合、介護補償給付(業務災害の場合)、複数事業労働者介護給付(複数業務要因災害の場合)または介護給付(通勤災害の場合)が支給されます。

支給の要件

1 一定の障害の状態に該当すること。

介護(補償)等給付は、障害の状態に応じ、常時介護を要する状態と随時介護を要する状態に 区分されます。常時介護、随時介護を要する障害の状態は、次のとおりです。

	該当する方の具体的な障害の状態				
常時介護	① 精神神経・胸腹部臓器に障害を残し、常時介護を要する状態に該当する (障害等級第1級3・4号、傷病等級第1級1・2号) ・両眼が失明するとともに、障害または傷病等級第1級・第2級の障害を 有する ・両上肢および両下肢が亡失又は用廃の状態にある など①と同等度の介護を要する状態である				
随時介護	① 精神神経・胸腹部臓器に障害を残し、随時介護を要する状態に該当する (障害等級第2級2号の2・2号の3、傷病等級第2級1・2号) ② 障害等級第1級または傷病等級第1級に該当し、常時介護を要する状態では ない				

2 現に介護を受けていること。

民間の有料の介護サービスなどや親族または友人・知人により、現に介護を受けていること が必要です。

- 3 病院または診療所に入院していないこと。(注)
- 4 介護老人保健施設、介護医療院、障害者支援施設(生活介護を受けている場合に限る)、特別養護老人ホームまたは原子爆弾被爆者特別養護ホームに入所していないこと。(注)
 - (注) これらの施設に入所している間は、施設において十分な介護サービスが提供されているものと考えられることから、支給対象とはなりません。

給付の要件

介護(補償)等給付の支給額は、次のとおりです。(令和6年4月1日現在。)

(1) 常時介護の場合

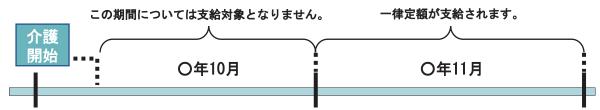
- ① 親族または友人・知人の介護を受けていない場合には、 介護の費用として支出した額(ただし、177,950円を上限とします)が支給されます。
- ② 親族または友人・知人の介護を受けているとともに、
 - ア 介護の費用を支出していない場合には、一律定額として81,290円が支給されます。
 - イ 介護の費用を支出しており、その額が81,290円を下回る場合には、一律定額として、81,290円が支給されます。
 - ウ 介護の費用を支出しており、その額が81,290円を上回る場合には、その額が支給されます。 (ただし、177,950円を上限とします)

(2) 随時介護の場合

- ① 親族または友人・知人の介護を受けていない場合には、 介護の費用として支出した額(ただし、88,980円を上限とします)が支給されます。
- ② 親族または友人・知人の介護を受けているとともに、
 - ア 介護の費用を支出していない場合には、一律定額として40,600円が支給されます。
 - イ 介護の費用を支出しており、その額が40,600円を下回る場合には、一律定額として、 40,600円が支給されます。
 - ウ 介護の費用を支出しており、その額が40,600円を上回る場合には、その額が支給されます。 (ただし、88,980円を上限とします)

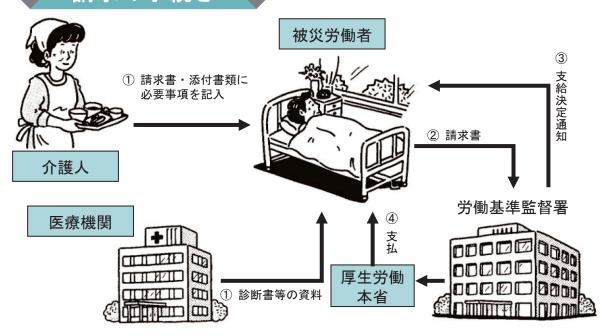
また、月の途中から介護が開始された場合は、次のとおりとなります。

- Ⅰ 介護費用を支払って介護を受けた場合→上限額の範囲で介護費用が支給されます。
- Ⅲ 介護費用を支払わないで親族または友人・知人から介護を受けた場合→介護開始の月は支給されません。
- (例) 令和○年10月の途中から親族などにより介護を受けはじめた場合



この場合も、請求書の「請求対象年月」欄には、介護を開始した月(この例では令和〇年10月分)についても記入してください。

請求の手続き



介護(補償)等給付を請求するときは、所轄の労働基準監督署長に、「介護補償給付・複数事業 労働者介護給付・介護給付支給請求書」(様式第16号の2の2)を提出してください。

● 提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類		
必ず添付するもの	医師または歯科医師の診断書		
介護の費用を支出している場合	費用を支出して介護を受けた日数と 費用の額を証明する書類		

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

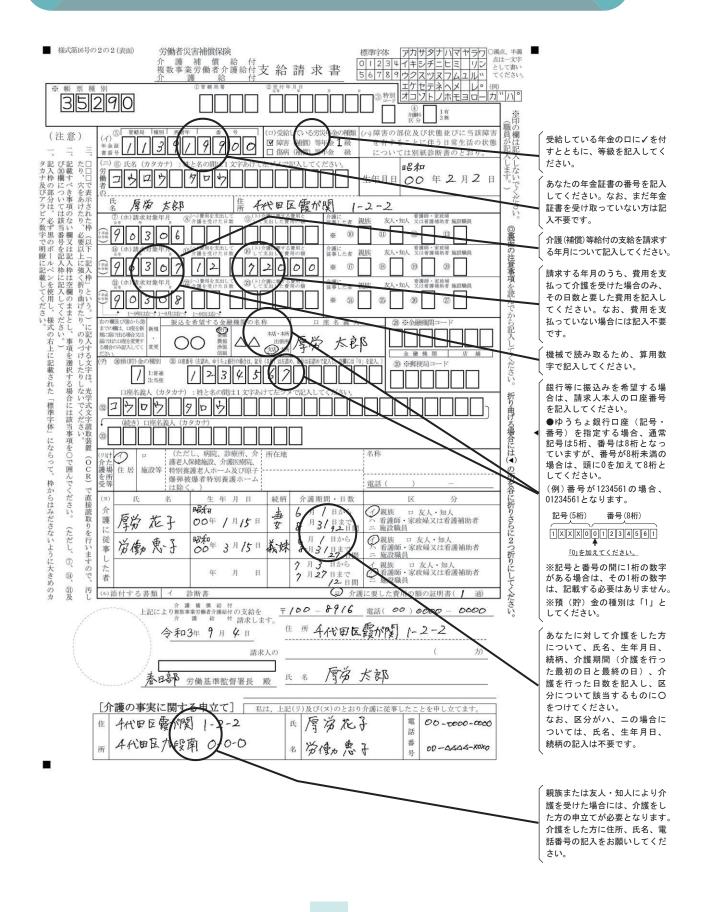
なお、傷病(補償)等年金の受給者および障害等級第1級3号・4号または第2級2号の2・2号の3 に該当する方については、診断書を添付する必要はありません。

また、継続して2回目以降の介護(補償)等給付を請求するときにも、診断書は必要ありません。 介護(補償)等給付の請求は、1か月ごとが一般的ですが、3か月分をまとめて請求しても差し 支えありません。

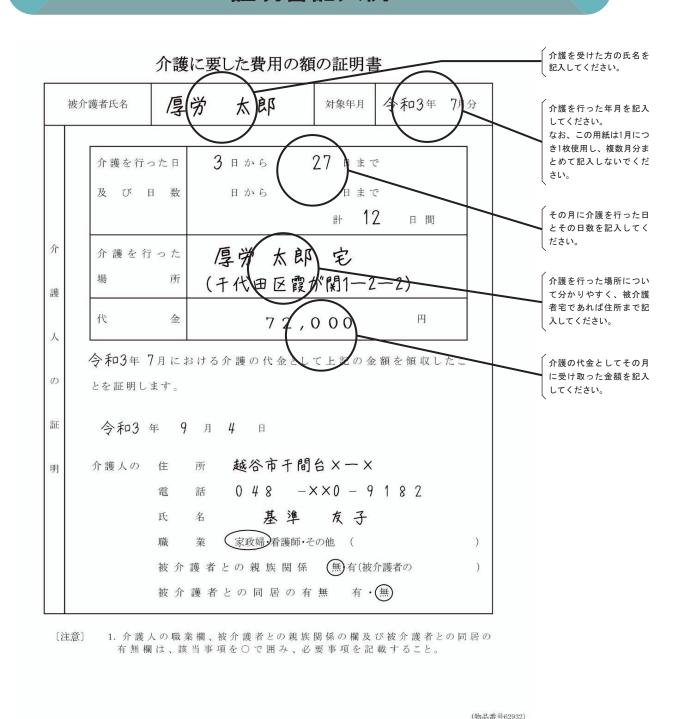
請求に関する時効

介護(補償)等給付は、介護を受けた月の翌月の1日から2年を経過すると、時効により請求権が 消滅しますのでご注意ください。

請求書記入例



証明書記入例





労災 請求書

検索

請求書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousaihoken.html) トップページ「分野別の政策一覧」雇用・労働>労働基準>労災補償>労災保険給付関係請求書等ダウンロード